

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

パレットモバイル EM (以下 本サービスと云う) は、株式会社ブラザクリエイト (以下 当社と云う) が、パレットモバイル EM サービス規約 (以下 本規約と云う) に基づき提供するデータ通信サービスのことを云います。

第2条 (規約の変更)

当社は本規約を、当社とパレットモバイル EM 契約を締結している者 (以下 契約者と云う) の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合は、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける契約者に対し、当社の定める方法により通知します。

第3条 (用語の定義)

- (1) 電気通信設備 … 電気通信を行う為の機械、器具、線路その他の電氣的設備。
- (2) 電気通信サービス … 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の用に供すること。
- (3) パレットモバイル EM … イー・アクセス株式会社 (以下 特定事業者と云う) が提供する電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス。
- (4) パレットモバイル EM 取扱店 … パレットモバイル EM に関する業務を行う事業所。
- (5) 契約者 … 当社とパレットモバイル EM 契約を締結している者。
- (6) パレットモバイル EM 契約 … 当社からパレットモバイル EM 通信サービスの提供を受ける為の契約。
- (7) 料金月 … 1の暦月の起算日 (当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日を云う) から次の暦月の起算日の前日迄の間。
- (8) 移動無線装置 … パレットモバイル EM 契約に基づいて、陸上 (河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含む。以下同じ) において使用されるアンテナ及び無線送受信装置。
- (9) 無線基地局設備 … 移動無線装置との間で電波を送り、又は受ける為の当社の電気通信設備。
- (10) 契約者回線 … パレットモバイル EM 契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線。
- (11) 契約者識別番号 … 契約者を識別する為の番号であって、パレットモバイル契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの。
- (12) EM chip … 契約者識別番号その他の情報を記憶することが出来るカードであって、当社がパレットモバイル EM の提供の為に契約者に貸与するもの。
- (13) 端末設備 … 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含む)、又は、同一の建物内であるもの。
- (14) 自営電気通信設備 … 電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下 事業法と云う) 第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者を云う。以下同じ) 以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの。
- (15) 相互接続点 … 特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を云う。以下同じ) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点。
- (16) 協定事業者 … 特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者。
- (17) 契約者回線等 … ①契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社又は特定事業者が必要に応じ設定する電気通信設備。②相互接続点。
- (18) 消費税相当額 … 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
- (19) ユニバーサルサービス料 … 事業法に定められた「ユニバーサルサービス制度」に基づき、ユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急電話等の国民生活に不可欠な電話サービス) の提供の確保の為に負担金に充てる為に、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成 14 年 6 月 19 日総務相令第 64 号) により算出された額に基づいて当社が定める料金。

第 2 章 契約

第 4 条 (契約の単位)

当社は、契約者識別番号 1 番号毎に 1 の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1 の本サービス契約につき 1 人に限ります。

第 5 条 (契約の申込)

本サービス契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。本サービスは、同一名義人での契約は 2 回線までとし、契約者は個人に限るものとします。

第 6 条 (契約申込の承諾)

当社は、本サービス契約の申込みがあった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

- 前項の規定にかかわらず、当社は、通信その他の理由により取扱い上余裕が無い時は、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。
 - 申込みをした者が、本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある時。
 - 申込みをした者が、過去に第 15 条（当社が行う契約の解除）に定める理由により解除されたことがある時、又は過去に第 18 条（利用停止）に定める理由により利用停止を受けたことがある時、若しくはそのおそれがある時。
 - 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認の為の書類に不備がある時、又は、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容がある時。
 - 本サービスを提供することが技術的その他の理由により困難な時。
 - 第 19 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがある時。
 - 当社の業務の遂行上、著しい支障がある時。
 - その他当社が適当でないと判断した時。

第 7 条 (契約者識別番号)

本サービスの契約者識別番号は、1 の契約者回線毎に当社が定めます。

- 当社は、技術上及び業務の遂行上已むを得ない理由がある時は、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 前項の規定により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、予めそのことを契約者に通知します。

第 8 条 (提供開始日)

契約者回線の提供開始日は、当社が本サービス契約の申込みを受け付けた日とします。

第 9 条 (最低利用期間)

本サービスには、[別途料金表](#)に定める最低利用期間があります。

- 前項の最低利用期間は、契約者回線の提供開始日を含む料金月から起算して 25 ヶ月間とします。
- 契約者は、前項の最低利用期間内に第 14 条又は第 15 条に定める本サービス契約の解除があった場合、当社が定める期日迄に[別途料金表](#)に定める額を支払っていただきます。

第 10 条 (契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は、氏名、住所、その他、本サービス契約に必要な事項に付いて変更があった時は、そのことを速やかにパレットモバイル EM カスタマーセンターに届け出ていただきます。

- 前項の届出があった時は、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 前 2 項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本条第 1 項の契約事項の変更の届出があった場合、第 6 条（契約申込書の承諾）の規定に準じて取扱います。

第 11 条 (サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があった時は、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用出来無い様にするを云う。以下同じ）を行います。

第 12 条 (契約の継承)

契約者が相続を伴う時は相続人は契約の承継を請求することが出来ます。

2. 当社は前項の請求があった時の取扱いを次の通りとします。

- (1) 相続人は、当社所定の書面に相続があったことを証明する書類を添えて、パレットモバイル EM カスタマーセンターに請求していただきます。
 - (2) 前号の場合において相続人が 2 人以上ある時は、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更した時も同様とします。又、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。
3. 相続人は、承継前の契約者がその契約に関して有していた一切の権利及び義務を承継します。
4. 当社は第 1 項の請求があった時は、次の場合を除いて、これを承諾します。
- (1) 契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある時。
 - (2) 契約に係わる承継により、新たに本サービスの契約者になろうとする者が、第 19 条 (契約者の義務) の規定に違反するおそれがある時。
 - (3) 第 2 項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認の為の書類に不備がある時、又は、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容がある時。
 - (4) その他、当社の業務上の支障がある時。

第 13 条 (契約の譲渡)

当社は契約の譲渡を承諾しません。

第 14 条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとする時は、そのことを予めパレットモバイル EM カスタマーセンターに当社所定の方法により通知していただきます。

第 15 条 (当社が行う契約解除)

当社は、第 18 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 18 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定の何れかに該当する場合に、その事実が当社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる時は、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約者に付いて、破産手続き、民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知った時は、直ちにその契約を解除することが出来ます。
4. 当社は、前 3 項の規定によるほか、契約者の死亡に付いて当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その契約に係わる本サービスが利用されないと認めた時は、死亡の事実を確認した日をもって、その契約を解除するものとします。

第 16 条 (料金プラン、契約解除料)

本契約は、25 ヶ月以上使用していただくことを前提に、各種サービス料金等が割引されております。

24 ヶ月以内に解約される場合、[別途料金表](#)に基づき契約解除料が発生します。

2. 料金はパレットモバイル LTE プランとパレットモバイル 42M プランとします。

(1)パレットモバイル LTE プランについては、25 ヶ月経過後は解除のお申し出がない限り、2 年契約が自動更新となり、

中途解約は契約解除料として 9,975 円かかります。

(2)パレットモバイル 42M プランについては、25 ヶ月経過後は解除のお申し出がない限り、1 年契約が自動更新となり、中途解約は契約解除料として 3,150 円かかります。

第 3 章 利用中止 及び 利用停止

第 17 条 (利用中止)

当社は、次の場合には本サービス利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上、又は工事に已むを得ない時。
- (2) 第 28 条 (通信利用の制限) により、通信利用を中止する時。
2. 当社は、本条の規定により本サービスの利用を中止する際、予め契約者に通知します。但し、緊急時已むを得ない場合は、この限りではありません。
3. 提供本サービスが何らかの理由により一時中断している、又はご利用いただくことが不可能な状態にある期間も、月額サービスの料金は発生します。又、上述を理由とし解約を行う場合でも、契約解除料支払いを免除されることとなりません。

第 18 条 (利用停止)

当社は、契約者が次の何れかに該当する時は 6 ヶ月以内で当社が定める期間 (本サービスの料金その他の債務を支払わない時は、その料金その他の債務が支払われるまでの間、(2)、又は (3) の規定に該当する時は、当社が契約者本人を確認する為の書類として当社が別に定めるものを、当社が確認するまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務に付いて、支払期日を経過してもなお支払われない時、あるいは支払われないおそれがある時 (支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認出来ない時を含む。以下この条において同じ)。
- (2) 本サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した時。
- (3) 第 10 条 (契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反した時、又は同条の規定により届け出た内容に付いて事実と反することが判明した時。
- (4) 第 19 条 (契約者の義務) に違反したと当社が認めた時。
- (5) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続した時。
2. 当社は、本条の規定により本サービスの利用を停止する時は、予めその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。但し、第 10 条 (契約者の氏名等の変更の届出) に規定する届出を怠ったことにより通知出来ない場合には、通知を行ったものとみなします。

第 4 章 契約者の義務

第 19 条 (契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備 (移動無線装置に限る) 又は自営電気通信設備 (移動無線装置に限る) を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要がある時、又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守の為、必要がある時はこの限りでは無い。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備若しくは自営電気通信設備、又は EM chip に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 禁止行為
 - ①電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
 - ②当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。

- ③無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為、又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為。
 - ④他人になりすまして各種サービスを利用する行為（偽装する為にメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含む）。
 - ⑤他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為。
 - ⑥他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為。
 - ⑦他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - ⑧猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書、情報等を送信、記載、掲載、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 条）に違反する行為。
 - ⑨無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - ⑩連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 条）に違反する行為。
 - ⑪インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
 - ⑬犯罪行為、又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
 - ⑭上記①から⑬の他、法令又は、慣習に違反する行為。
 - ⑮売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
 - ⑯本サービスを当社の承諾無しに契約者以外に提供する行為。
 - ⑰その他、本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑱本禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為。
- (5) 契約者は、本サービスの利用及びその結果に付き自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該契約者は自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切免責するものとする。

第 5 章 料金等

第 20 条（料金）

本サービスの料金は、[別途料金表](#)（パレットモバイル EM サービスに関する料金）に規定する基本使用料等、契約解除料、手続きに関する料金とし、基本使用料等は、基本使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

第 21 条（料金の支払い）

契約者は、クレジットカードにより料金等の支払いを行うものとします。

2. 料金等は、当該クレジットカード会社のクレジット利用規則において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。契約者は、当社に別途申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うこととします。

契約者は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があった場合、遅滞無く当社にその旨を申し出ることとします。

契約者は、指定するクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん指定したクレジット会社の利用代金や年会費の支払い状況等によっては、当社又は契約者が指定したクレジット会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てないことを承諾するものとします。契約者は、カード紛失等で、指定したクレジットカード会社の会員番号が変更になった場合、事前承諾無しに新しい会員番号がクレジットカード会社より当社へ通知されることを承諾することとします。

3. 当社は契約者に対する毎月の初日から末日までの利用分の請求を、契約者が本サービスの料金等の支払いに指定しているクレジットカード会社に対し、利用月の翌月末日付けにて行うものとします。

4. 当社はクレジットカードによりお支払いいただいた料金に関して、領収書を発行する義務を負いません。契約者は指定したクレジットカードによって支払ったサービス使用料の料金等について、当社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。

5. 前項の規定にかかわらず、本サービスの料金に付いて、その全部又は一部の支払い時期を変更させていただくことがあります。

6. 契約者は、クレジットカード会社を変更する際は、パレットモバイル EM カスタマーセンターへ遅滞無く申し出ることとします。

第 22 条（基本使用料及び手続に関する料金の支払い義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供開始日を含む暦月から起算して契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の月である場合は、1 月間とする）に付いて、[別途料金表](#)に規定する料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することが出来ない状態が生じた時の料金の支払いは次によります。

(1) 利用の一時中断をした時は、契約者はその期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があった時は、契約者はその期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 項の規定による他、契約者は次の場合を除き、本サービスを利用出来なかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

▽支払いを要しない料金

契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用することが出来無い状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来無い状態と同程度の状態となる場合を含む）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した時。そのことを当社が認知した時刻以後の利用出来無かった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）に付いて、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに付いての料金。

3. 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は、手続を要する請求をし、その承諾を受けた時は、[別途料金表](#)に規定する手続に関する料金の支払いを要します。但し、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあった時は、この限りではありません。

4. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている時は、その料金を返還します。

第 23 条（ユニバーサルサービス料の支払い義務）

契約者は、[別途料金表](#)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2. 当社は、契約者回線の提供開始日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月の前暦月までの期間に付いて、ユニバーサルサービス料を適用します。尚、ユニバーサルサービス料に付いて、日割りは行いません。

第 24 条（料金の計算）

料金の計算方法は、[別途料金表](#)に定めるところによります。

第 25 条（延滞利息遅延損害金）

契約者は、本サービスの利用料金その他の債務（遅延損害金を除く）に付いて、支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの期間に付いて、年 14.6% の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別途定める方法によりお支払いいただきます。

第 6 章 通信

第 26 条（電波伝播条件による通信場所の制約）

通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことが出来ます。但し、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくい所では、通信を行うことが出来無い場合があります。

本条に規定するサービス区域に付いては、特定事業者の EMOBILE 通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとしします。

第 27 条（相互接続に伴う通信）

相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社又は特定事業者が定めた通信に限り行うことが出来ます。

2. 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この規約で提供する本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信を云う。以下同じ）を行うことは出来ません。

第 28 条 (通信利用の制限)

当社は、通信利用が著しく輻輳し、通信の全部を接続することが出来なくなった時は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持の為に必要な事項を内容とする通信及び公共の利益の為、緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為の通信利用の制限に付いては、特定事業者の EMOBILE 通信サービス契約約款（データ通信編）に準ずるものとします。

2. 前 1 項の規定による場合の他、電気通信設備の安定的な運用又は本サービスの円滑な提供を図る為、当社は契約者に事前に通知すること無く次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限の為に必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) パケット通信を行う為に設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社又は特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 契約者が第 19 条第 4 項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。

(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置。

第 7 章 EM chip の貸与等

第 29 条 (EM chip の貸与等)

当社は、契約者に対し、EM chip を貸与します。この場合において、貸与する EM chip の数は、1 の本サービス契約に付き 1 とします。

2. 当社は、技術上及び業務の遂行上已むを得ない理由がある時は、当社が貸与する EM chip を変更することがあります。この場合は、予めそのことを契約者に通知します。

第 30 条 (契約者識別番号その他の情報の登録等)

当社は、次の場合に、当社の貸与する EM chip に契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chip を貸与する時。

(2) その他、当社の EM chip の貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があった時。

2. 当社は、前項の規定による他、第 7 条 (契約者識別番号) 第 2 項又は第 37 条 (修理又は復旧の場合の暫定措置) の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

第 31 条 (EM chip の情報消去及び返還)

当社は、次の場合には、当社の貸与する EM chip に登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) その EM chip の貸与に係る本サービス契約の解除があった時。

(2) その他、EM chip を利用しなくなった時。

2. 当社の EM chip の貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、その EM chip を当社が定める別に定める方法により、当社が指定する窓口へ速やかに返還していただきます。

3. 前項の規定による他、第 29 条 (EM chip の貸与等) 第 2 項の規定により、当社が EM chip の変更を行った場合、契約者は変更前の EM chip を返還するものとします。

第 32 条 (EM chip の管理責任)

EM chip の貸与を受けている契約者は、その EM chip を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2. EM chip の貸与を受けている契約者は、EM chip に付いて盗難にあった場合、紛失した場合、又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3. 当社は、第三者が EM chip を利用した場合であっても、その EM chip の貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4. 当社は、EM chip の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等に付いて、責任を負わないものとします。

第 33 条 (暗証番号)

契約者は、当社が別に定める方法により、EM chip に、EM chip 暗証番号 (その EM chip を利用する者を識別する為の数字の組合せを云う) を登録することが出来ます。この場合において、当社からその EM chip の貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2. 契約者は、EM chip 暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第 8 章 保守

第 34 条 (契約者の維持責任)

契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 等に適合するよう維持していただきます。

2. 前項の規定の他、契約者は、端末設備 (移動無線装置に限る) 又は、自営電気通信設備 (移動無線装置に限る) を、無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう維持していただきます。

第 35 条 (契約者の切分責任)

契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することが出来なくなった時は、その端末設備又は自営電気通信設備に故障の無いことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった時は、当社は、当社にて別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3. 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障が無いと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあった時は、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、前記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 36 条 (修理又は復旧)

当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。但し、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2. 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することが出来無い時は、第 28 条 (通信利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保する為の修理又は復旧の順位に付いては、特定事業者の EMOBILE 通信サービス契約約款 (データ通信編) に準ずるものとします。

第 37 条 (修理又は復旧の場合の暫定措置)

当社は、当社の電気通信設備を修理又は修理する時は、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 9 章 個人情報について

第 38 条 (個人情報の取得)

契約者は、以下の情報を (以下これらを総称して「個人情報」と云う) を当社が取得することに同意します。

1. 当社所定の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、家族情報、メールアドレス等
2. 本サービス契約後に当社が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報

第 39 条 (個人情報の利用)

本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する「個人情報保護方針」において定めます。

第 40 条 (個人情報の預託)

契約者は当社が事務処理 (コンピュータ事務等) を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で第 38 条の同意に基づき取得した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第 10 章 損害賠償

第 41 条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった時は、本サービスが全く利用出来無い状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来無い状態と同程度のなる場合を含む。以下、同じ）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した時に限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用出来無い状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る）に付いて、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第 42 条 (免責)

当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社若しくは特定事業者の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、その損害を一切賠償しません。

第 11 章 その他の条項

第 43 条 (準拠法)

本サービスは日本国内においてのみ有効で、日本国の法令に定めるところに従います。本規約に定めのない事態が生じた場合には、当社が信義に則り誠実に対応します。

第 44 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。

第 45 条 (約款の変更)

当社は、本規約を変更する場合、本契約者に変更事項を通知若しくは告知致します。尚、当社が変更内容を通知若しくは告知した後、本契約者が本サービスを利用した場合、又は告知後異議無く 14 日経過した時は、本契約者は変更内容に同意したものとみなし遡及的に適応するものとします。

2. 前項の告知は、本サービス取扱い店頭若しくは当社ホームページ上に掲載する方法によるものとします。